

訪問型サービス(従前相当型)：サービスコード表【身体介助が必要な方へのサービス】

！

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	日割の場合		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割					39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービス12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	日割の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割					77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービス13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割			日割の場合		123	1日につき	
A2	2411	訪問型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1回につき	
A2	2511	訪問型サービス22		事業対象者・要支援1・2	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき	
A2	2621	訪問型サービス23		事業対象者・要支援1・2		所要時間45分以上の場合	220	1回につき	
A2	1411	訪問型短時間サービス		事業対象者・要支援2	短時間の身体介護が中心である場合		163	1回につき	
A2	C211	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象・要支援1・2 (週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象・要支援1・2 (週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算12日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算13		事業対象・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算13日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算21			標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	C218	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算23			生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	C219	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算短時間			短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	D211	訪問型 業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 業務継続計画未策定減算	事業対象・要支援1・2 (週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型 業務継続計画未策定減算11日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型 業務継続計画未策定減算12		事業対象・要支援1・2 (週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型 業務継続計画未策定減算12日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型 業務継続計画未策定減算13		事業対象・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型 業務継続計画未策定減算13日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型 業務継続計画未策定減算21			標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型 業務継続計画未策定減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	D218	訪問型 業務継続計画未策定減算23			生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	D219	訪問型 業務継続計画未策定減算短時間			短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	6001	訪問型サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス 同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		1月につき	
A2	6002	訪問型サービス 同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		1月につき	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算				1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算				1日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算				1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算				1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算				1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算				1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算				1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算				1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算			200	1月につき	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型 口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算			50	1回につき	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000加算			
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000加算	廃止		
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000加算	廃止		
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000加算	廃止		
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000加算	廃止		
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000加算	廃止		
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000加算	廃止		
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000加算	廃止		
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000加算	廃止		
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000加算	廃止		
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000加算	廃止		
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000加算	廃止		
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000加算	廃止		
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000加算	廃止		
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000加算	廃止		